回　答　書

案件名称：令和９年度万博を契機とした国際ビジネス交流事業

業務委託

大阪市経済戦略局

※「質問内容」については、質問書に記載されていた内容（文言）をそのまま記載しております。

質　問　内　容　1
【参加資格・提出書類関係】 1．本店移転に伴う法人住民税の納税証明書について 参加申請前１年以内に本店を他の都道府県へ移転した場合、参加資格イおよび提出書類(ｸ)の「直近１ヵ年分の本店所在地の法人住民税の納税証明書」についてお尋ねします。直近事業年度分の法人住民税は、移転前の本店所在地に納付しています。 （1）この場合、移転前の所在地が発行する納税証明書の提出で足りると理解してよろしいでしょうか。 （2）移転後の所在地が発行する証明書も併せて必要でしょうか。必要な場合、移転後に納期の到来した税額がない場合はどのように取り扱えばよいでしょうか（理由書の添付等）。

	回　　答
	参加資格イ及び提出書類(ｸ)の「直近１ヵ年分の本店所在地の法人住民税の納税証明書」について、参加申請前１年以内に本店を他の都道府県へ移転しており、直近事業年度分の法人住民税を移転前の本店所在地へ納付している場合は、当該（移転前）本店所在地が発行する直近１ヵ年分の納税証明書の提出で差し支えありません。なお、本店移転の事実が確認できる資料（履歴事項全部証明書等）をあわせて提出してください。

質　問　内　容　2
2．参加資格カ（元請実績）の対象範囲について （1）国際見本市において、日本企業の共同出展ブース（ジャパンパビリオン等）の事務局を運営した業務は、「海外見本市出展支援」に該当すると考えてよろしいでしょうか。この業務には出展企業の募集・選定、出展準備支援、現地運営を含みます。 （2）実績の発注者に限定はありますか（国・地方公共団体・独立行政法人に限るのか、民間団体・業界団体等も含むのか）。

	回　　答
	（1）につきまして、お見込みのとおりです。 （2）につきまして、発注者の限定はございません。

質　問　内　容　3
【体制・契約条件関係】 3．業務従事スタッフの勤務地について 「専ら本業務に従事するスタッフ（２名以上)」について、大阪市内（または大阪府内）での常駐・拠点設置が必要でしょうか。大阪市外に拠点を置く事業者が、出張対応や必要に応じた滞在で業務を行う体制でも差し支えないでしょうか。

	回　　答
	「専ら本業務に従事するスタッフ（２名以上)」の勤務地について、本市として大阪市内（又は大阪府内）での常駐や拠点設置を必須とはしていません。 ただし、本業務の円滑な遂行のため、発注者、提携先、参加企業等との連絡調整が滞りなく行える体制（迅速な連絡対応、直接の打合せ・現地対応等を含む。）を確保してください。
質　問　内　容　４	
４．委託料の支払方法（部分払）について 募集要項３(２)では「業務完了後」の支払いとされています。一方、業務委託契約書第 39 条には部分払の規定があります。本業務で、各ミッション派遣の完了時など、履行済み部分に応じた部分払を請求することは可能でしょうか。	
	回　　答
	業務委託契約書第 39 条に記載のとおりです。
質　問　内　容　５	
５．令和８年度中（契約締結～３月）の準備業務経費について 仕様書３では、令和８年度は「事業準備（予算額０円)」とされています。この期間に発生する準備業務の経費（人件費等）は、契約金額（167,799,000 円）の範囲内で見積に計上してよいと理解してよろしいでしょうか。	
	回　　答
	お見込みのとおりです。
質　問　内　容　６	
６．スペイン（SCEWC）での展示会出展について （１）SCEWC での出展ブース確保（出展料・装飾費等）は受注者が行い、その経費を契約金額に含める前提でよろしいでしょうか。 （２）本市として、別途ブース出展や日本の共同出展ブースへの参画などの予定はありますか。	
	回　　答
	（１）について、SCEWC に出展する場合、出展場所の仮押さえは本市において行います。なお、経費については、仕様書６(１)イ(ｶ)記載のとおり、企業ミッション団参加企業の負担経費を鑑みながら、出展にかかる出展料、見本市ブースに出展するための必要最小限のスペースに係る装飾に要する経費等の必要な経費を契約金額に含み提案してください。 （２）について、来年度の予定については未定です。
質　問　内　容　７	
仕様書Ｐ３「(注６)移動手段」について 企業ミッション団参加企業について参加者数は各社何名の想定か。また、貴市職員等同行者は何名程度の想定か。	

	回　　答
	企業ミッション団参加企業の参加者数については、各社１、２名を想定していますが、参加企業の希望等を踏まえ、発注者・受注者・参加企業間で調整のうえ決定します。市職員等の同行者数については、各ミッションの派遣内容・行程等に基づき、発注者において都度決定します。
質　問　内　容　８	
仕様書Ｐ７「大阪商談会」・「テストマーケティング」について 来阪する海外企業は各社何名の想定か。また、同じミッション団内の海外企業の国籍・業種は同じか、それとも異なるか。 また「大阪商談会」・「テストマーケティング」での来阪時の大阪滞在期間は何日程度の想定か。 また、「大阪商談会」と「テストマーケティング」のそれぞれの実施回数は決定しているか。	
	回　　答
	大阪商談会において来阪する海外企業の１社あたり人数は、各社１、２名を想定していますが、提携先の希望や事情等を踏まえ、発注者・受注者・提携先間で調整のうえ決定します。同一ミッション団内の海外企業の国籍・業種については、同一の場合も、異なる場合も、両方想定されます。仕様書６（１）イ（注５）に記載のとおり、発注者及び受注者が協議のうえ決定します。 大阪商談会での来阪時の大阪滞在期間については、１日間～３日間を想定しますが、このうち対応する期間は仕様書６（３）イ(ｲ)に記載のとおり、発注者と受注者が協議・調整のうえ決定します。 「テストマーケティング」については、仕様書６（３）ウ(ｴ)に記載のとおり、提携先参加企業の来阪は想定していません。 「大阪商談会」及び「テストマーケティング」のそれぞれの実施回数については、各提携先との協議・調整結果を踏まえて決定します。
質　問　内　容　９	
仕様書Ｐ７「レセプション」について レセプションは一提携先のみを選定しての開催となるか？ レセプションに必要な会場手配は何時間の想定か。	
	回　　答
	仕様書６（３）ア(ｳ)記載のレセプション１件は、一つの提携先に対しての実施となります。レセプションは２時間ほどを想定していますが、セミナー等も同時に開催する場合もあります。会場手配は、準備・設営・撤収等を含め、運営上必要な時間を見込んだうえで確保してください。

質　問　内　容　10	
仕様書Ｐ９（エ）テストマーケティングについて 「提携先参加企業が来阪することなく」と記載があるが、これは各回来阪する３社以外に、来訪はできないがテストマーケティングを希望する海外企業について来阪無しで商品・サービスをプロモーションするという意味か。その場合の企業数の想定を教えて欲しい。	
	回　　答
	商談会とテストマーケティングについては、別々に実施するものになります。テストマーケティングについては、仕様書６（３）ウ(ｴ)に記載のとおり、提携先参加企業の来阪は想定していません。 １件あたりの提携先参加企業（来阪することなく、サンプル及び資料の輸送のみを行う）の想定数については、仕様書６（３）ア(ｲ)に記載のとおり３社程度を見込んでいますが、提携先との調整により変動します。
質　問　内　容　11	
契約について 契約は金額確定型の契約か、もしくは概算契約のどちらか。又、精算時に提出必要な書類は何か。	
	回　　答
	本業務の契約は概算契約ではなく、契約締結時点で契約金額が確定している契約となります。なお、業務完了報告書の提出にあたっては、当該業務委託における収支内容が確認できる資料（収入・支出の内訳が分かるもの）を併せて提出していただきます。また、発注者の求めに応じ、領収証等の資料を求める場合があります。